⑶ Material and quantity of the products to be purchased : Sodium Chloride for solid de-icing agent 2,703 ton, Calcium Chloride for solid de-icing agent 65 ton, Sodium Chloride for liquid de-icing agent 229 ton

⑷ Delivery period : From The next day of contract day until 30 April 2013

⑸ Delivery place : Matsumoto Maintenance and Customer Service Center, Hachioji Regional OfficeBranch, Central Nippon Expressway Company Limited, 1347, Shimadate, Matsumoto-City, Nagano, Japan and other 6 places

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures :

① not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures

② have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till time-limit for tender.

・Copy of the commercial register

・Document that described company career.

・The latest financial statements.

・Copy of certificate of tax payment

③ have proven to have actually sold, manufactured or delivered Sodium Chloride concerned

④ have proven to own (or rent) the storehouse stocked over 400 ton sodium chloride (located) within the radius of 100 kirometers from Matsumoto Maintenance and Customer Service Center, and to be able to use or be going to use

⑺ The application deadline for entry : 16 : 00　19 October 2012

⑻ Contact point for the notice : Norihiro Kimura, Manager of General Affairs Section, Matsumoto Maintenance and Customer Service Center, Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 1347, Simadate, Matsumoto-City, Nagano, Japan. TEL 0263―47―7515

入札公告の訂正

次の通り訂正します。

平成24年８月29日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第４号

１　掲載日　平成24年８月１日

２　訂正内容

５⑸「Contractor Shipyard」を「The dock of Kobe Research and Engineering office for Port and Airport」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成24年８月29日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　梶原　康之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第25号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　相馬港本港地区防波堤（沖）（災害復旧）築造工事（その２）

②　相馬港本港地区防波堤（沖）（災害復旧）築造工事（その３）

⑶　工事場所　①及び②福島県相馬市及び相馬郡新地町相馬港港内

⑷　工事内容　①及び②構造物撤去工１式、基礎工１式、本体工１式、被覆・根固工１式、上部工１式

⑸　工期　①及び②平成25年３月22日まで。

⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⑿　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⒀　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者以下のア）及びイ）の施工実績とする。但し、ア）とイ）は別件工事でもよいものとする。

ア）海上における防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事。

イ）海上又は海中において、コンクリート構造物を破砕し、撤去した工事。